

第14回国際連合犯罪防止・刑事司法会議

宿泊調査等に関わる業務受託候補者選定に係る募集要項

■応募期間

平成30年3月2日（金）～平成30年3月12日（月）

■お問い合わせ先

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

国際観光コンベンション部

MICE課

担当：藤原・松井

TEL：(075) 212-4140

平成30年3月

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

1. 委託業務

第14回国際連合犯罪防止・刑事司法会議 宿泊調査等に関わる業務

2. 委託業務の内容

(1) 委託内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 応募資格

本募集への応募者は次要件を全て満たすものとする。

- (1) 本委託事業は、「第14回国際連合犯罪防止・刑事司法会議 宿泊調査等に関わる業務」に関する業務を通じて、本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (2) 京都市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。
- (3) 第一種旅行業又は第二種旅行業の登録を受けた旅行者であること。
- (4) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (5) 現に京都府・京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (9) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (10) 会計関係帳簿類として総勘定元帳及び現金出納簿を整備していること。また、労働関係帳簿類として労働者名簿並びに賃金台帳を整備していること。

4. 応募手続き等

公募に応募するものは、次に示すところに企画提案書などを持参又は郵送するものとする。

(1) 応募種類の提出先、お問い合わせ先

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

国際観光コンベンション部 MICE課

担当：藤原・松井

(〒604-0862 京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル京都商工会議所ビル5階)

電話：075-212-4145 FAX：075-212-4121

(2) 受付期間

平成30年3月2日(金)～平成30年3月12日(月)(17:30必着)

(3) 提出書類の内容

- ① 京都市内における宿泊の在庫保有数の一覧リスト
- ② 過去5年間における京都市内における国際会議取扱実績
- ③ 責任者、担当スタッフの氏名、主な実績
- ④ 会社概要
- ⑤ 提案価格

(4) 提出部数

提案書：正本1部 副本 6部

注1 表紙には社名を記入し担当部門及び責任者を明示すること。

注2 正本は袋綴じし代表者印を押印すること。

(5) その他

- ① 必要に応じて電話等で内容を確認する場合がある。
- ② 提出書類は受託候補者の決定のために使用し、他の目的のために使用しません。
- ③ 提出書類は返却いたしません。

5. 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

800,000円以内(消費税及び地方消費税相当額を含む)

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年7月31日(火)まで

(4) 委託金の支払条件

業務完了報告書を受領したのち、支払うものとする。

6. 企画提案のプレゼンテーション

提出された企画提案書等の内容について応募者によるプレゼンテーションは実施しません。

7. 受託候補者の決定等

(1) 審査方法

受託者の選定は、京都府・京都市・公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューローにおいて、提出書類審査により行う。

(2) 審査基準

- ① 本事業の主旨を踏まえ、十分に宿泊施設の調査ができるか。
- ② 円滑に事業を推進できる体制が確保できるか。
- ③ 見積もり経費は妥当か。
- ④ 過去の京都での国際会議での取り扱い実績・経験が豊富にあるか。

(3) 審査結果通知

審査の結果については書面により通知します。

(4) 受託候補者の決定

受託候補者と委託内容を協議したうえで、最終的に委託契約を締結します。

第14回国際連合犯罪防止・刑事司法会議 宿泊調査等に関わる業務仕様書

1. 委託業務名称

第14回国際連合犯罪防止・刑事司法会議 宿泊調査等に関わる業務

2. 業務の目的

本業務は第14回国際連合犯罪防止・刑事司法会議に参加する参加者の宿泊施設提供(あっせん)を円滑に執り行う事を目的として実施する。

3. 委託期間

平成30年3月19日(月)から平成30年7月31日(火)

4. 委託料

委託先として決定した業者の提出企画書記載見積金額及び条件に基づき委託者・受託者双方の協議により決定する。

5. 委託業務の内容

(1) 具体的な委託業務内容について

① 利用想定宿泊施設の調査の実施

使用予定の宿泊施設の情報収集に努めて、実効性を検証し、対応策を検討した上で詳細な宿泊計画を作成すること。

② 宿泊施設の確保の見通し

作成した宿泊計画に基づいた、施設別に必要な部屋タイプと客室数確保の見通し。

③ その他

委託者と受託者が協議の上で必要と判断した業務については、追加委託する場合がある。

(2) 利用を想定する宿泊施設に関する条件

① 宿泊施設の所在地及びタイプについては、京都市内・ホテルタイプとする。

② 宿泊施設ランクは旅行業者において通常設定されている3ツ星クラス以上とする。

③ ②に設定するランク内の4ツ星クラス以上のホテルについてはすべての施設を対象とする。

④ 宿泊施設の日別利用想定人数は一旦、以下の期間で2,600人/日と設定をする。

※平成32年4月12日(日)～4月30日(木)

※詳細については未決定であるため、委託業者決定後に当該業者と協議の上で総定数を設定する事とする。

⑤ 利用客室想定については、(a)スイート(全タイプ)、(b)ツイン・ダブル(全タイプ)(c)シングル(全タイプ)、(d)その他(全タイプ)を対象とする。

⑥ 宿泊料金については、朝食付・室料のみの双方を対象とする。

⑦ 宿泊施設が有するバンケット会場(会議室を含む)についてタイプ・収容人員等の情報を収集する事とする。

6. 成果品

業務の成果品は次の通りとする。ただし業務の完了後において、受託者の責に帰す瑕疵が発見された場合は、委託者の指示により是正しなければならない。

- ① 宿泊施設別情報に関わる報告書
- ② その他、追加委託業務が発生した場合の報告書

※報告形式については書類及びデータ納品とする（データの納品方法については別途、委託者より受託者に通達をする事とする）

7. 納期

平成30年7月31日（火）

8. 留意事項

① 法令等の遵守

業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

② 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者に開示してはならない。

② 留意事項

受託者は本業務を実施にあたり、委託者と詳細に協議し、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。その際に疑義が生じたとき、または本仕様書に定めのない事項については、遅滞なく委託者と協議し、その指示を受ける事。

③ 現地調査

本業務に係る現地調査の実施にあたり、第三者の土地等に立ち入る必要のある場合は事前に委託者と協議するものとする。

以 上